

令和7年度 償却資産申告の手引き (固定資産税)

令和7年度償却資産（固定資産税）のお知らせ

平素は、本市税務行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

償却資産の所有者は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、毎年1月1日現在の所有状況等を申告していただくことになります。

つきましては、申告用紙を送付しますので、東近江市内に事業用の償却資産を所有されている方はこの手引きの要領により、令和7年1月1日現在の償却資産の状況について、期限内に御提出ください。

なお、該当資産がない場合、資産の増減がない場合、休業又は廃業された場合も申告書の提出をお願いします。

提出期限 令和7年1月31日（金）

《申告書の提出先》 東近江市税務部資産税課 又は各支所

受付印が押印された申告書の返送を希望される場合は、必ず返送先を記入した封筒に切手を貼付し同封してください。

《詳しくは市ホームページを御覧ください。》

「償却資産の申告について」

<http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000006622.html>



「先端設備等導入計画に係る固定資産税（償却資産）課税標準の特例について」

<http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000016549.html>



問合せ

税務部資産税課

電話 0748-24-5637・5605

I P 050-5801-5637・5605

FAX 0748-24-5577

【 目 次 】

I 償却資産のあらまし	(ページ)
1 償却資産とは.....	2
2 償却資産の種類とその具体例.....	2
3 業種別の主な償却資産.....	3
4 申告が必要な資産.....	4
5 申告が不要な資産.....	5
6 償却方法と取得価格による課税対象の一覧.....	5
II 償却資産の申告について	
1 申告者.....	6
2 申告方法.....	6
3 電子申告.....	6
4 申告書の書き方.....	7
5 申告書の提出期限及び提出先.....	7
6 不申告及び虚偽の申告.....	7
III 償却資産の課税について	
1 納税義務者・税額等.....	8
2 評価額の算出方法.....	8
3 減価率及び減価残存率表.....	9
4 課税標準の特例.....	10
5 増加償却とは.....	10
6 国税（法人税・所得税）との比較.....	10
7 主な償却資産の耐用年数.....	11
記入例	
1 償却資産申告書（緑色用紙）の記入例.....	14
2 種類別明細書（増加資産・全資産用）（緑色用紙）の記入例.....	15
3 種類別明細書（減少資産用）（赤色用紙）の記入例.....	16

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産又はその他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

※ 「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とする必要ありません。したがって、所得税法や法人税法で非課税とされている個人又は法人についても、固定資産税の課税客体となる償却資産を所有していると、申告していただく必要があります。

なお、「事業の用に供している」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。また、直接的には営利に用いられていない従業員の福利厚生施設（社宅・宿舎・寮等）の器具備品なども償却資産の課税客体となります。

2 償却資産の種類とその具体例

償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると、次のようになります。

資産の種類	具 体 例
構 築 物	駐車場の舗装路面、フェンス、門、塀、庭園、緑化施設、広告塔、煙突、その他土地に定着する土木設備又は工作物等 ※【建物附属設備】受変電設備、予備電源設備、その他建築設備等
機械及び装置	各種機械（化学、農業、土木、建設、印刷、医療用、工作土木、電気、その他物品の製造・加工・修理に使用する機械全般）、太陽光発電設備等
船 舶	漁船、ボート、貨物船、はしけ、遊覧船等
航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト、ブルドーザー、クレーン車等の大型特殊自動車、荷車、運搬車、鉄道用又は軌道用の車両等（自動車税又は軽自動車税が課されるものを除く）
工 具、器 具 及 び 備 品	机、椅子、応接セット、キャビネット、金庫、陳列ケース、冷蔵庫、テレビ、パソコン、プリンタ、エアコン、看板、事務用備品等

※【家屋と償却資産の区分】

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

3 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示すると、次のようになります。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、内装・内部造作等、外構、外灯、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、自動販売機、舗装路面、駐車場設備等
飲 食 業	テーブル、椅子、厨房器具、冷蔵庫、カラオケ機器、緑化施設等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものを含む。）、日よけ等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール機、梱包機等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、裁断機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く。）、大型特殊自動車、発電機等
娯 楽 業	パチンコ機、パチンコ機取付け台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場設備、ゴルフ練習場設備等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、調剤機器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラ、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、屋外給排水管、発電機設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、門・塀・フェンス・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装路面、自転車置場、太陽光発電設備等
ホテル・旅館業	門・フェンス、洗濯設備、厨房設備、ベッド、カーテン、緑化施設等
駐 車 場 業	受変電設備、照明等の電気設備、機械式駐車設備、駐車料金自動計算装置、舗装路面、白線、車止め、柵等
農 業	畦工事、水路工事、田植機、乾燥機、脱穀機、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車等、ビニールハウス等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等

4 申告が必要な資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産が申告の対象です。
なお、次に掲げるものも申告の必要があります。

- (1) 遊休資産・未稼働資産であっても、いつでも事業の用に供しうる状態にあるもの
- (2) 建設仮勘定で計上されている資産であっても、一部又は全部を1月1日現在において事業の用に供しているもの
- (3) 簿外資産及び償却済資産であっても、事業の用に供することができるもの
- (4) 福利厚生用の資産（社宅用・宿舍用・寮用等）で、減価償却できるもの
- (5) 償却資産の価値を増加させるための費用（改良費）※本体と区分して申告してください。
- (6) 割賦買入資産で割賦代金の完済していないものであっても、既に事業の用に供されているもの
- (7) 家屋の建築設備（附帯設備）で償却資産に該当するもの（下表参照）

※ 家屋の所有者以外の者（テナント）が家屋の附帯設備を取付けた場合は、家屋の一部であっても償却資産とみなします（東近江市税条例第54条第8項）ので、建物勘定に計上している場合でも、償却資産として申告してください（賃貸借契約の内容とは無関係）。

ただし、平成23年1月2日以降に取り付けた附帯設備に限ります。

※ リース資産に関しては、原則としてリース会社が申告してください。

設 備 区 分	償却資産として取扱うもの（例）
電 気 設 備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、水銀灯、変電設備、予備電源設備、中央監視制御装置
太陽光発電設備等※	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等
電 話 ・ 通 信 設 備	電話機、電話交換機、電源設備、インターホン設備、拡声装置設備
ガ ス 設 備	屋外配管、メーター
給 排 水 設 備	井戸、水道本管、屋外給水塔、屋外給排水設備
給 湯 設 備	独立煙突及び煙道
消 火 設 備	消火器設備、ホース及びノズル
空 調 設 備	パッケージ型エアコン、ルームエアコン、独立煙突及び煙道
店 舗 設 備	店用簡易舗装、簡易間仕切、陳列棚、ショーウィンドウ、カウンター
店舗及び事業用造作設備	賃借人（テナント）が、賃借建物に施した建築設備、内部造作

※ 太陽光発電設備等の償却資産と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については次のとおりです。表の「償却」と記載している設備は償却資産として申告していただき、「家屋」と記載している設備は家屋として課税します。

太陽光 ^パ 祉の設置方法	太陽光 ^パ 祉	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋と一体の建材（屋根材など）	家屋	—	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

5 申告が不要な資産

次の資産は、償却資産の対象にならないので申告の必要はありません。

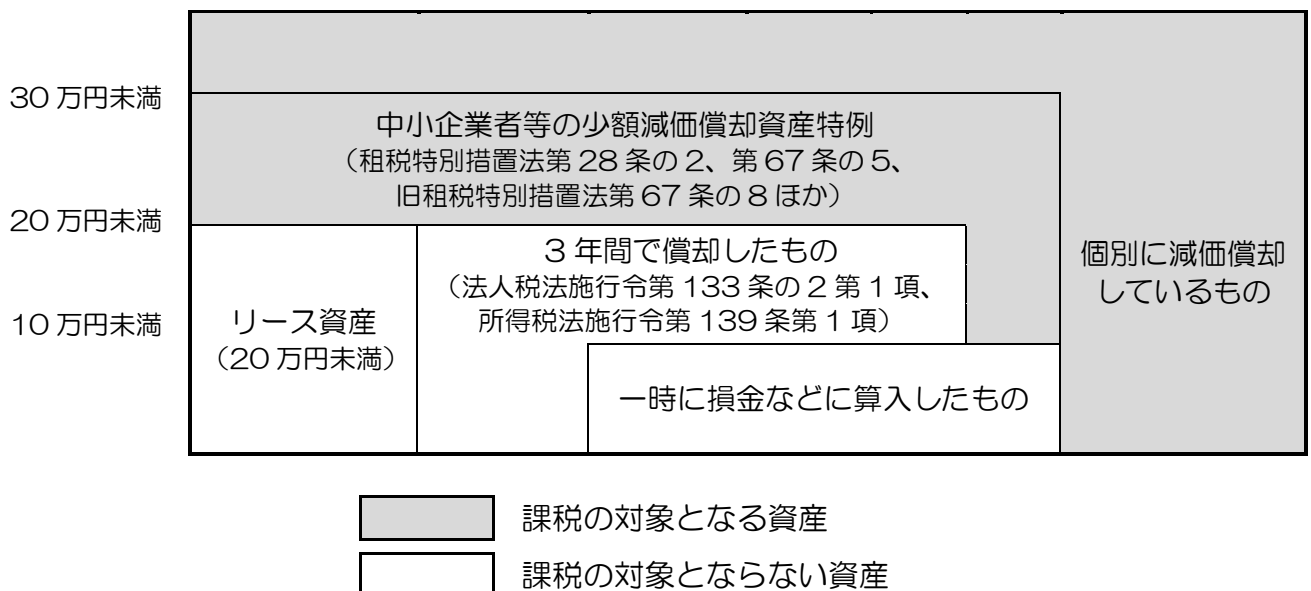
- (1) 土地・家屋として固定資産税が課せられている資産
- (2) 自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税客体である自動車・原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車
- (3) 牛、馬、果樹その他の生物（観賞用、興行用に供する生物を除く。）
- (4) 耐用年数1年未満の資産又は所得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上一時に損金などに算入されたもの（6 償却方法と取得価額による課税対象の一覧 参照）
- (5) 棚卸資産（商品等）及び繰延資産
- (6) 無形減価償却資産（ソフトウェア、漁業権、特許権等）
- (7) 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- (8) 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもの

6 償却方法と取得価額による課税対象の一覧

固定資産税（償却資産）において課税の対象から除外する、いわゆる「少額資産」は地方税法の規定により、取得価格10万円未満の資産のうち一時に損金などに算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で償却したもの及び法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のものをいいます。

このことから、租税特別措置法を適用して損金などに算入した資産については、固定資産税（償却資産）の課税対象になります。

※ 取得価額が10万円未満の資産であっても、一時に損金などに算入せず個別に償却しているものは、課税対象となります。



Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告者

個人や法人で事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況（種類、取得時期、取得価額、耐用年数等）を申告いただくことになっています。

「前年度分償却資産一覧表」が同封されている方につきましては、内容を確認の上、申告してください。

※ 前年中に資産の増減のない場合、該当資産のない場合、休業、廃業、転出があった場合についても、申告書の該当欄に○を記入し、申告してください。

2 申告方法

次の表に基づき償却資産の書類を提出してください。記載の方法は14ページ以降の「記入例」を参照してください。

		提出書類
昨年度に引き続き申告される方	資産に増減のある場合	令和7年1月1日までの増加資産と減少資産を申告してください ・申告書 ・種類別明細書(増加・減少)
	資産に増減のない場合	申告書の「 <u>資産の増減なし</u> 」に○を記入し、提出してください。 ・申告書
	休業・廃業・転出等された場合	申告書の「 <u>休業・廃業・転出</u> 」の該当箇所に○をつけ、その年月日を記入してください。減少の種類別明細書の提出は必要ありません。 ・申告書
初めて申告される方	資産のある場合	令和7年1月1日現在に所有されている資産の全部を申告してください。 ・申告書 ・種類別明細書(全資産)
	資産のない場合	申告書の「 <u>該当資産なし</u> 」に○を記入し、提出してください。 ・申告書
自社の電算処理により全資産申告をされる方		令和7年1月1日現在に所有されている資産の全部を申告してください。 ・申告書 ・種類別明細書(全資産)

3 電子申告

東近江市では、eLTAX（地方税ポータルシステム）による電子申告の受付を行っています。

eLTAXとは、市税に関する申告及び申請・届出の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

システムを利用いただくことにより、自宅やオフィス等からも申告が可能です。

eLTAX ホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
ヘルプデスク電話番号	0570-081459(つながらない場合:03-5521-0019) 9:00~17:00(土・日、祝日、年末年始を除く。)
eLTAX 利用時間	8:30~24:00(土・日、祝日、年末年始を除く。)

4 申告書の書き方

償却資産申告書及び種類別明細書の記入例（14 ページ以降の「記入例」）を参考に作成してください。文字、数字等の記入はボールペンを使用し、枠からはみ出さないようにしてください。

償却資産申告書 (緑色用紙)	必ず提出してください。 資産に変更がない場合や該当資産がない場合、又は休業、廃業、転出された場合も提出してください。
	増加資産がある場合は、提出してください。 用紙の上部分の「増加資産」を○で囲み、前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日まで）に増加（取得及び受入）した資産及び別添の「前年度分償却資産一覧表」に記載もれの資産を全て記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用) (緑色用紙)	初めて申告される場合は、提出してください。 用紙の上部分の「全資産用」を○で囲み、令和7年1月1日現在所有し、かつ、東近江市内に所在する資産を全て記入してください。
	減少資産がある場合は、提出してください。 前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日まで）に減少（売却、滅失又は移動）した資産を全て記入してください。
種類別明細書 (減少資産用) (赤色用紙)	変更がない場合は、提出不要です。

5 申告書の提出期限及び提出先

申告書は令和7年1月31日（金）までに資産税課又は各支所へ提出してください。（郵送可）

なお、押印廃止に伴い、窓口に来られた方（代理人を含む。）の本人確認をさせていただくことがあります。

- (1) 申告書の控えの返送を希望される方は、切手を貼り付けた返信用封筒（返送先を記入）を同封してください。同封のない場合は、返送できません。
- (2) 申告受付は、令和7年1月6日（月）から資産税課及び各支所窓口にて行います。期間間近になると窓口が混雑しますので、早めの提出に御協力をお願いします。

6 不申告及び虚偽の申告

正当な理由なく申告されない場合は、地方税法第386条及び東近江市税条例第75条の規定により過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により懲役又は罰金を処されることがあります。

Ⅲ 償却資産の課税について

1 納税義務者・税額等

償却資産に係る納税義務者、税額等については下表のとおりです。

区 分	説 明
納税義務者	償却資産課税台帳に所有者として登録されたもの 毎年1月1日現在における償却資産の現実の所有者
課税標準額	毎年1月1日現在の決定価格で、償却資産課税台帳に登録されたもの ※課税標準の特例が適用される場合は、その資産の決定価格に特例率を乗じたもの
税率・税額	$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税 率}$ (百円未満切捨) (千円未満切捨) (1.4/100)
免 税 点	課税標準額(全資産合計額)が150万円未満の場合は、課税されません。 ただし、 <u>150万円未満の場合でも必ず申告してください。</u>
納税通知書の送付	税額の算出後、納税通知書によって、市から納税義務者の方に対し税額を通知し、市の条例で定められた年4期(5月、7月、12月、2月)に分けて又は全期前納により納税していただきます。

2 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として取得後の経過年数に応じた価値の減少(減価)を考慮して求めます。

【令和6年中に取得された償却資産】

$$\text{価額(評価額)} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right)$$

【令和5年以前に取得された償却資産】

$$\text{価額(評価額)} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。
計算した額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

【計算例】「令和6年4月取得、取得価額 700,000 円、耐用年数3年」の資産の場合

※ 耐用年数「3年」に応じた減価率は、0.536

(下表「減価率及び減価残存率表」参照)

令和7年度 700,000 円 × (1 - 0.536 / 2) = 512,400 円

令和8年度 512,400 円 × (1 - 0.536) = 237,753 円

令和9年度 237,753 円 × (1 - 0.536) = 110,317 円

令和10年度 110,317 円 × (1 - 0.536) = 51,187 円

令和11年度 51,187 円 × (1 - 0.536) = 23,750 円 < 35,000 円

※ 令和11年度で取得価額の5%(35,000 円)を下回るため、以降は 35,000 円になります。

3 減価率及び減価残存率表

償却資産の評価額を算出するための減価率は下表のとおり耐用年数に応じて定められています。

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	1 - r / 2	1 - r		r	1 - r / 2	1 - r
2	0.684	0.658	0.316	26	0.085	0.957	0.915
3	0.536	0.732	0.464	27	0.082	0.959	0.918
4	0.438	0.781	0.562	28	0.079	0.960	0.921
5	0.369	0.815	0.631	29	0.076	0.962	0.924
6	0.319	0.840	0.681	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	31	0.072	0.964	0.928
8	0.250	0.875	0.750	32	0.069	0.965	0.931
9	0.226	0.887	0.774	33	0.067	0.966	0.933
10	0.206	0.897	0.794	34	0.066	0.967	0.934
11	0.189	0.905	0.811	35	0.064	0.968	0.936
12	0.175	0.912	0.825	36	0.062	0.969	0.938
13	0.162	0.919	0.838	37	0.060	0.970	0.940
14	0.152	0.924	0.848	38	0.059	0.970	0.941
15	0.142	0.929	0.858	39	0.057	0.971	0.943
16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
17	0.127	0.936	0.873	41	0.055	0.972	0.945
18	0.120	0.940	0.880	42	0.053	0.973	0.947
19	0.114	0.943	0.886	43	0.052	0.974	0.948
20	0.109	0.945	0.891	44	0.051	0.974	0.949
21	0.104	0.948	0.896	45	0.050	0.975	0.950
22	0.099	0.950	0.901	46	0.049	0.975	0.951
23	0.095	0.952	0.905	47	0.048	0.976	0.952
24	0.092	0.954	0.908	48	0.047	0.976	0.953
25	0.088	0.956	0.912	49	0.046	0.977	0.954
				50	0.045	0.977	0.955

4 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3に規定される一定の要件を備えた資産には、課税標準の特例が適用されます。該当する資産を所有する場合は、添付書類として特例適用が分かる書類等の提出が必要です。

新たに申告される場合は、「固定資産税の課税標準の特例に関する申告書」を添付書類と共に提出してください。申告書は市ホームページからダウンロードできます。

なお、詳しい特例適用資産の内容、適用期間等についてはお問合せください。

5 増加償却とは

増加償却とは、通常平均的な使用時間を超えて使用している機械及び装置について、税務会計上、その割合に応じ償却額を加算できる制度で固定資産税（償却資産）の申告・評価計算を行う場合も同様の控除額を加算を行うことができます。

増加償却を適用する場合には、所轄税務署長に提出した増加償却の届出書の写しを添付してください。

6 国税（法人税・所得税）との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点があります。

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法 （国税では旧定率法にあたる）	建物以外の一般の資産は、 定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却・割増償却	認めていない	認めている
増加償却	認めている	認めている
評価額の最低限度	取得価額の5%	1円（備忘価格）
改良費	区分評価（改良を加えた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価

7 主な償却資産の耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、別表第2より抜粋

【単位：年】

1. 構築物、建物附属設備		広告塔、野立看板（金属製）	20
		（その他）	10
屋外給排水衛生ガス設備	15	緑化施設及び庭園（工場）	7
電気設備、照明設備 ※家屋評価対象除く。 （蓄電池電源設備）	6	（その他）	20
（その他のもの）	15	構内舗装（コンクリート）	15
冷暖房、通風、ボイラー設備 （冷凍機の出力22KW以下のもの）	13	（アスファルト）	10
（その他のもの）	15	（ビチューマルス）	3
昇降機設備（エレベーター）	17	門塀（コンクリート、コンクリートブロック）	15
（エスカレーター）	15	（石造）	35
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8	焼却炉（れんが造）	7
アーケード又は日よけ（金属製）	15	（金属製）	10
（その他）	8	壁、棧橋、防壁、塔、水槽	
陳列棚、カウンター等店用簡易装備		（鉄筋コンクリート、石造）	50
※家屋評価以外		（コンクリート、ブロック造）	30
可動間仕切り（簡易なもの）	3	ガードレール、打込み井戸、街路灯	10
（その他のもの）	15		

【単位：年】

2. 機械及び装置		印刷業又は印刷関連業用設備 （デジタル印刷システム設備）	4
食料品製造業用設備	10	（製本業用設備）	7
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10	（新聞業用設備）	
繊維工場用設備		モノタイプ、写真又は通信設備	3
炭素繊維製造設備（黒鉛化炉）	3	その他の設備	10
（その他の設備）	7	（その他の設備）	10
その他の設備	7	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	8	窯業又は土石製品製造業用設備	9
家具又は装備品製造業用設備	11	非鉄金属製造業用設備	
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12	（核燃料物質加工設備）	11
ゴム製品製造業用設備	9	（その他の設備）	7
石油製品又は石炭製品製造業用設備	7	プラスチック製品製造業用設備	8

【単位：年】

2. 機 械 及 び 装 置 つづき		鉱業、採石業又は砂利採取業用設備 (石油又は天然ガス鉱業用設備)	
宿泊業用設備	10	坑井設備	3
飲食店業用設備	8	掘さく設備	6
化学工場用設備 (臭素、よう素又は塩素、臭素若しくは よう素化合物製造設備)	5	その他の設備	12
(塩化りん製造設備)	4	(その他の設備)	6
(活性炭製造設備)	5	放送業用設備	6
(にかわ・ゼラチン製造設備)	5	映像、音声又は文字情報制作業用設備	8
(半導体用フォトレジスト製造設備)	5	鉄道業用設備(自動改札装置)	5
(フラットパネル用カラーフィルター、 偏光板又は偏光板用フィルム製造設備)	5	(その他の設備)	12
(その他の設備)	8	道路貨物運送業用設備	12
鉄鋼業用設備 (表面処理鋼材又は鉄粉製造業又は 鉄スクラップ加工処理業用設備)	5	運輸に附帯するサービス業用設備	10
(純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、 鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備)	9	飲食料品卸売業用設備	10
(その他の設備)	14	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備 (石油又は液化石油ガス卸売設備(貯蔵除く。))	13
金属製品製造業用設備 (金属被覆及び彫刻業又は打はく及び 金属製ネームプレート製造業用設備)	6	(その他の設備)	8
(その他の設備)	10	飲食料品小売業用設備	9
はん用機械器具製造業用設備	12	その他の小売業用設備 (ガソリン又は液化石油ガススタンド設備)	8
生産用機械器具製造業用設備 (金属加工機械製造設備)	9	(その他の設備)主として金属製のもの	17
(その他の設備)	12	その他のもの	8
業務用機械器具製造業用設備	7	倉庫業用設備	12
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 (光ディスク製造設備)	6	技術サービス業用設備(計量証明業用設備)	8
(プリント配線基板製造設備)	6	(その他の設備)	14
(フラットパネルディスプレイ、半導体集 積回路又は半導体素子製造設備)	5	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
(その他の設備)	8	その他の生活関連サービス業用設備	6
電気機械器具製造業用設備	7	自動車整備業用設備	15
情報通信機械器具製造業用設備	8	その他のサービス業用設備	12
輸送用機械器具製造業用設備	9	娯楽業用設備 (映画館又は劇場用設備)	11
その他の製造業用設備	9	(遊園地用設備)	7
農業用設備	7	(ボウリング場用設備)	13
林業用設備	5	(その他の設備)主として金属製のもの	17
漁業用設備	5	その他のもの	8
水産養殖業用設備	5	教育業又は学習支援業用設備 (教習用運転シミュレータ設備)	5
総合工事業用設備	6	(その他の設備)主として金属製のもの	17
熱供給業用設備	17	その他のもの	8
水道業用設備	18	太陽光発電設備	17
通信業用設備	9		

3. 船	船	省略
4. 航	空機	省略

【単位：年】

5. 車両及び運搬具	フォークリフト	4
	自転車及びリヤカー	2

【単位：年】

6. 工具、機器及び備品		インターホン、放送用設備	6
		電話設備その他の通信機器	
電子計算機 (パーソナルコンピューター)	4	(デジタル)	6
		(その他のもの)	10
(サーバー)	5	カメラ、映写機	5
測定工具、検査工具	5	陳列ケース (冷凍機及び冷蔵機付)	6
治具、取付工具	3	(その他)	8
ロール (金属圧延用)	4	応接セット (接客業用)	5
(その他)	3	(その他)	8
金型、鋳型、切削工具	2	接客業用じゅうたん、カーテン	3
鍛圧工具、打抜工具	3	接客業用家具	5
作業工具、運搬工具、漁具	3	室内装飾品 (金属製)	15
シート及びロープ	2	(その他)	8
理容、美容機器	5	ベッド	8
厨房用品 (陶磁器、ガラス)	2	看板、ネオンサイン	3
(その他のもの)	5	マネキン人形、衣装、模型	2
医療機器 (調剤機器)	6	自動販売機	5
(消毒殺菌用機器)	4	金庫 (手さげ金庫)	5
(手術機器)	5	(その他のもの)	20
(歯科診療用ユニット)	7	楽器	5
(光学検査機器、ファイバースコープ)	6	焼却炉	5
(レントゲン、救急医療用)	4	パチンコ器、ビンゴ器等球戯用具及び	2
(血液透析又は血しょう交換用機器)	7	射的用具	
ラジオ、テレビジョンその他の音響機器	5	スポーツ具	3
冷暖房機、冷蔵庫等電気又はガス機器	6		
レジスター、複写機、ファクシミリ及びその他の事務機器	5		

※耐用年数の改正について

税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の改正により、減価償却資産の耐用年数が変更された場合、所有する該当資産については、改正後の耐用年数での申告をお願いします。

また、耐用年数の変更がある場合は、その変更内容を申告書の備考欄に記入してください。

償却資産申告書(緑色用紙)の記入例

申告書を提出する年月日を記載してください。

「5 事業開始年月」
個人の方は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記載してください。

「4 事業種目」
事業内容を具体的に記載してください。
(例：金属加工製造業)

「3 個人番号又は法人番号」
個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を右詰めで記載してください。償却資産を共有されている方は、記載不要です。

「16 この申告に応答する者の…」
「17 税理士等の氏名」
この申告について応答される方の氏名、電話番号を、税理士等に委嘱されている場合は、その方の氏名、電話番号を記載してください。

「1 住所」
住所(又は納税通知書送達先)及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付けてください。

「2 氏名」
氏名、ふりがなを記載してください。
なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
屋号があれば記載してください。

「取得価額」
(イ) 前年前に取得したものの、
(ロ) 前年中に減少したものの、
(ハ) 前年中に取得したものの、
それぞれ取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
(二)には(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

令和 7 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受取印 東近江市市長様
住所 東近江市八日市緑町10番5号
所有者 株式会社 東近江機械工業 代表取締役 東近江太郎
業種 金属加工機械製造
業種コード 01234567-01234567
個人番号又は法人番号 01123
事業開始年月 昭和45年4月
この申告に定める事業者の氏名及び住所 総和町 日影 3-1-234
7 税理士等の氏名 遠野 太郎 OGTS-21-0989

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計 [(イ)-(ロ)+(ハ)] (ニ)
1 構築物	1,000,000	0	0	1,000,000
2 機械及び装置	9,755,000	224,000	14,925,000	22,440,000
3 船				
4 航空機				
5 運搬及び運搬器具	527,000			527,000
6 及び備品	16,025,000			16,025,000
7 合計	17,257,000	224,000	14,925,000	26,210,000

市処理備 評価額(ホ) 決定価格(ヘ) 課税標準額(ト)

1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船			
4 航空機			
5 運搬及び運搬器具			
6 及び備品			
7 合計			

処理日 前年12月31日
前送日 令和7年1月1日
窓口・郵送 窓口
交付者 東近江機械工業

15 市(町)域内における事業所等資産の所在地
① 東近江市八日市緑町10番5号
② _____
③ _____
16 借入資産 東近江市八日市緑町7番23号 東近江リース㈱
17 事業用家屋の所有区分 借入借家
18 次に該当する場合は○をつけてください。
1. 資産の増減なし
2. 借入資産なし
3. 休業・廃業・転出 (年 月)
4. 特例適用資産
19 備考(前行書等) _____

「19 備考(添付書類等)」
次のような事項を記載してください。
① 償却資産一覽表に誤りがある場合は、修正内容
② 添付書類の名称
③ 償却資産が火災その他の事故により著しく損傷したこと、また、これに類する特別な事由があり、かつ、その価額が著しく減少した場合には、その価額の程度
④ 前年中の所有者の住所、氏名又は名称に変更があった場合、それに関する内容
⑤ 納税管理人を定めている場合、その者の住所、氏名
⑥ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価に参考となるべき事項

自社の電算処理により申告される方以外は、記載の必要はありません。

「8~14」
該当する方は○で囲んでください。
※「9 増加償却の届出」とは、平均使用時間を超え、納税會計上償却額を加算できる制度のことです。

「15 事業所(資産)の所在地」
申告先の同一市町村における事業所等資産の所在地を記載してください。また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記載し、その主たる番号を○で囲んでください。

「16 借入資産」
償却資産を借用されている方は、資産の貸主(リース会社等)の氏名(名称)、住所を記載してください。

「17 事業用家屋の…」
事業用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

「18 次に該当する方は…」
1~4に該当する場合は○で囲んでください。
「休業・廃業・転出」に該当する場合はその年月を、「特例適用資産」がある場合は、その根拠法令を記載してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)(緑色用紙)の記入例

- (1) この明細には、前年中(令和6年1月2日～令和7年1月1日)に取得した資産及び他からの移動資産、又は前年前に取得した資産で、①申告漏れ資産、②他からの移動資産を記載してください。
- (2) 改良費は本体と区別して記載してください。
- (3) 電子計算機の処理データとしますので、(ア)漢字(イ)カタカナ(ウ)アラビア文字(エ)アルファベット(大文字のみ使用可)を使用し、枠の中に丁寧に記載してください。(濁点、半濁点などの特殊文字も一文字として1つの枠を使ってください。)

(「年度」欄には、申告年度“7”を記載してください。)

申告書右上部に印字されている所有者コードを左からつめて記載してください。(初めて申告される事業者の方は記載不要です。)

- 「1 構築物」
「2 機械及び装置」
「3 船舶」
「4 航空機」
「5 車両及び運搬具」
「6 工具、器具及び備品」
上記の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。

「資産の名称等」
資産の名称(品名)、型式及び規格等を記載してください。(左からつめて記載してください。)

「取得価額」
償却資産を取得するために要した金額(取引建費、荷役費、購入手数料、関税、据付費を含む。)を記載してください。圧縮記帳を行っている資産は、圧縮前の取得価額を記載してください。

増加の申告をされる場合は増加資産を○で囲んでください。資産の全部を申告される場合は全資産用を○で囲んでください。

氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書(増加・全資産用)」について、ページ数を記載してください。

「増加事由」
資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。
1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入れ
4. その他

「取得年月」
実際に資産を取得した“年”“月”を記載してください。
年号 3.昭和 4.平成 5.令和
平成31年4月までは「4.平成」、5月以降は「5.令和」になります。
⑤同一企業内において資産を移動させた場合の取得年月は当初に取得した年月です。

「耐用年数」
減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。
短縮耐用年数及び中古資産の見積り耐用年数を採用されている場合は、その耐用年数を記載してください。

「摘要」
非課税資産、課税標準の特例該当、短縮耐用年数、増加償却、中古資産の見積り耐用年数など具体的に記載してください。

資産番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額		耐用年数	取得事由	備考
					千円	円			
01	2	空気圧縮機BB-1.5G516	1	5.05.04	3900000	100	1	新品取得	
02	2	アライバN-200カイク	1	4.31.04	2300000	100	1	新品取得	
03	2	プレス機中古ST1380-1100	1	5.04.06	12000000	70	1	中古品取得	
04	2	特殊盤PL75	2	4.07.01	4500000	100	1	大阪工場	
05	2	電動機TFO-K	2	4.16.12	2300000	100	1	中古品取得	
06	2	ガソリン設備ND0-113TX	1	4.17.11	8355000	100	1	中古品取得	
07									
17									
18									
19									
20									
小計					14925000				

注：「増加事由」の欄は、1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による受入れ、4. その他、5. 特例による取得に○印を付けてください。

PIONEER CITY

東近江イatism。

HIGASHIOMISM

【提出・問合せ先】

〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市税務部資産税課

電話 0748-24-5637

0748-24-5605

I P 050-5801-5637

050-5801-5605

FAX(直通) 0748-24-5577

永源寺支所 〒527-0231 山上町1316番地
電話(代表) 0748-27-1121

五個荘支所 〒527-1492 五個荘小幡町318番地
電話(代表) 0748-48-3111

愛東支所 〒527-0162 妹町29番地
電話(代表) 0749-46-0211

湖東支所 〒527-0113 池庄町505番地
電話(代表) 0749-45-0511

能登川支所 〒521-1292 鉢光寺町262番地
電話(代表) 0748-42-1331

蒲生支所 〒529-1592 市子川原町676番地
電話(代表) 0748-55-1161